

Title	横井小楠における政権構想の展開：公武合体論から公議政体論へ
Sub Title	The development of Shonan Yokoi's conception of the political system : from the view of "Kobu-Gattai" to that of "Kogi-Seitai"
Author	高木, 不二(Takagi, Fuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.49, No.4 (1980. 3) ,p.127(405)- 142(420)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19800300-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

横井小楠における政権構想の展開

—公武合体論から公議政体論へ—

高 木 不 二

はじめに

戦後の明治維新史研究をふりかえるとき、一つの大きな特徴として公武合体論及びその運動の研究のたちおくれを指摘せざるをえない。

そうした中でかつて安丸良夫は「尊王攘夷運動と公武合体運動」⁽¹⁾において貴重な提言を行った。それは公武合体運動を「藩政改革派の主導による幕藩体制全体の改革運動」として捉えうるのではないかという試論を提起すると共に、あるべき研究の方向について「従来改革派の研究は、藩政改革の研究として対農民政策や重商主義政策などが研究されてきたのであるが、その藩政改革が全国的な政治問題についていかなる政治路線と結びついてきたかが究明されなければならない」と述べたものであった。そしてそのために、大久保利通・西郷隆盛・横井小楠・後藤象二郎・周布政之助ら、及び有力藩主たちの政治思想史研究が、ことに慶応以降の実践活動とのかかわりに於いてなされなければならないとした

横井小楠における政権構想の展開

のである。

本稿では未だ十分に生かされていないこの問題提起を受けとめるかたちで、とりあえず「改革派」の一人と目される横井小楠をとりあげ、その政権構想が幕末期の政治状況とのかかわりに於ていかに展開したかを分析してみることにする。そのなかで、近年の幕藩制国家論研究の深化とともに改めてクローズ・アップされてきた権力編成の問題を意識しつつ、「改革派」の持つ歴史的性格やその果たした歴史的な役割を少しなりとも明らかにしていきたい。

万延元年（一八六〇）横井小楠が三度目の越前藩からの招きに応じて福井にあって時に藩に建言したのが有名な『国是三論』である。これはそれまでの彼の政治論の集大成であると共に、以後の政治論の出発点となったものである。

その中で小楠は、阿片戦争やクリミア戦争の知識から既に現実

(四〇五) 一二七

の脅威となつてゐるウエスタン・インパクトを危機感をもつて受けとめ、みずからの政治論の目標を次のように措定している。

「支那は日本と唇齒の国なり。其覆轍目前に在て齒已に寒し坐視傍觀の秋にあらず。於是今や天徳に則り聖教に抛り万国の情状を察し利用厚生大に經綸の道を開いて政教を一新し富国強兵偏に外国の侮を禦んと欲す。」²⁾

即ち小楠は性急なる軍事海防論を説いたのではなく、アメリカ・イギリス・ロシアなどは彼の理想とする「三代の治教」に符合する政治を国内に於て行つてゐるとの認識にもとづき、その外庄の重みに抗しうる充分な国力を備えた統一国家の形成を目指したのである。

そして我が国が「治世すら殆困窮せる国勢」のもとで「士民」が「離叛」³⁾している現状を直視し、そのためになすべきことはまづ「富国」であるとしたのである。その富国論は海外交易を積極的に活用することによつて、幕藩制下に於ける過重な公儀軍役や商品經濟の展開に規定された、諸悪の根源たる「鎖国封建之制」のもつ弊害をのり越えようとするものであった。だがそれは幕藩制の根本的揚棄を目指すものではなく、直接的には封建制を前提とする富藩論として展開する。

「今や民間に無量多数の生産あり共是を海外に運輸すれば価を減せず且壅滞の憂なし。されば勉めて産を制するが為に民を富し、産を生ずるによつて国を富し士を富すべし。一隅を挙て是を譬んに先づ壺万金の銀鈔を製し民に貸して養蠶の料に充て其繭糸を官に収め、是を開港の地に輸し、洋商に売ならば大約壺

万千金の正金を得べし。如此なれば楮札数月を閱せずして正金となつて、言ふべからざるの鴻益ある而已ならず、加ふるに千金の利あり。官府此利を私することなし。公に衆に示し悉く是を散じて救恤し其他出て反らざるの所用に給す、仍之利を得る事多ければ所用益足るべし。番繭糸而已ならず民間の所産制するに此法を以てし、年々正金の入るを見て楮銀を出し、財用を通ずる事前の如くならば民間の生産も無数に増進し、官府も年を逐ふて正金に富むべし。」⁴⁾

即ち、藩庁は封建権力としての經濟外強制力を背景に、直接的には生産者の前に問屋制前貸し資本として立ちあらわれる。それは藩権力がみずから藩札を生産者に貸与し、(別の箇所)小楠は「錢穀」の前貸しや、効果的生産の「方法器械」の供与をも説いている。民間の農民的・小商品生産を刺激すると共に、その生産物を独占的に買い上げるシステムをつくりあげ、その上で藩権力が対外交易ことに海外交易に直接的且つ独占的にタッチし、そこから得られる流通利潤でふくらんだ資本を再び生産過程に投入するというものである。⁵⁾

こうした拡大再生産過程の中で、藩権力は領域内經濟の再編・掌握を完成し、終にはみずから藩庫を富まし經濟的に、ひいては政治的・軍事的にもその力を強固なものとして確立することが出来るとしたのである。それは前年からの自由貿易原則に基づく海外交易の矛盾の顕在化と、もう一方でこの年に幕府の達した五品江戸廻送令の有名無実化という状況を背景に提起された、まさに藩「国家」建設を目指す藩政改革の理論と呼ばれるべきものであ

った。⁽⁶⁾

そして彼がこの地平から当初のナショナルな問題意識にそって統一国家の形成を展望するとき、それは本質的に集権的な幕府支配のあり方への批判を内包する。

「当今忌諱を犯して論ずる時は、幕府の諸侯を待つ国初の制度其兵力を殺ん事を欲するによりて参勤交代を初大小に随て造営の助功・両山其他の火防・関門の守衛且近年に至っては辺警の防守等最勞役を極めて各国の疲弊民庶に被る事を願ず、又金銀貨幣の事より諸般の制度天下に布告施行する所覇府の権柄により、徳川御一家の便利私営にして絶て天下を安んじ庶民を子とするの政教あることなし。」⁽⁷⁾

ここには藩「公儀」の立場から、軍役等諸役儀の賦課・貨幣鑄造権の独占など公儀権能に基づく幕政を、「私営」として非難する彼の立場が明解に打ち出されている。

だがそれも幕府の諸侯に対する優越性を全く否定するには至っていない。『国是三論』中の「強兵論」における彼の次の言葉がそれを語っている。

「幕府もし維新の令を下し固有の鋭勇を鼓舞し全国の人心を固結し其軍制を定め其威令を明かにせば、外国の恐るゝに足らざるのみならず時あつては海外の諸州に渡航し我義勇を以て彼が兵争を積かば、数年ならずして外国却て我仁風を仰ぐに到らん。」⁽⁸⁾

一藩単位では経済的にも軍事的にも意味をなさない海軍などの場合、藩「国家」をとりまとめ統轄する役目は幕府がすべきであ

横井小楠における政権構想の展開

るとされている。

とすれば、小楠は本来の幕藩制ではなく、幕府がいわば「大公儀」的な存在として単に藩「国家」の結集軸であるような国家体制を展望していたものと思われる。しかしこうした次元の問題は既に『国是三論』の枠を越えている。『三論』がナショナルな問題意識に立脚しつつも藩への建白である限り、それはやむをえないことであつた。

二

小楠が『国是三論』の問題意識をひきつぎつつ、自らの国家的規模での政治ヴィジョンを開示したものが、文久二年（一八六二）の『国是七条』であつた。これは前越前藩主松平春嶽が七月九日政事総裁職に就任する前後、ブレインとして呼び寄せられた小楠が幕府への建白の草案として春嶽に示したものと思われるが、原案は九条からなりその内容は次のようなものであつた。

- (1) 「大將軍上洛謝列世之無礼」
- (2) 「止諸侯参勤為述職」
- (3) 「帰諸侯室家」
- (4) 「不限外藩譜代撰賢為政官」
- (5) 「大開言路与天下為公共之政」
- (6) 「興海軍強兵威」
- (7) 「廢金銀銅座公貨幣」
- (8) 「開天下金礦」
- (9) 「止相對交易為官交易」⁽⁹⁾

このうち(7)(8)は幕府への建言に際して、「幕吏急に挙行する能はざるの事情有る」⁽¹⁰⁾ため保留されたといわれるが、小楠の政権構想を考へる上で考慮に入れる必要があるので以下「国是九条」として検討する。

(1)の将軍上洛案は尊攘派が跳梁し雄藩の京都手入れが恒常化しつつある当時、「天下の人心を治め一致に帰する」⁽¹¹⁾ためまず最初になされなければならぬものとして提起された。だが「列世之無礼を謝せ」とあるように、これは単に開国以来の幕府の朝廷に対する姿勢の修正を求めるものではなく、幕藩制下における朝・幕関係の根本的修正を要求するものであった。

(2)(3)の参勤交代制緩和及び大名妻子在府制の廃止は、『国是三論』に既に見られたように直接的には諸侯財政への圧迫を取り除くという意図に発している。しかしこれは客観的には、幕藩制的軍役体系の弛緩を通じて幕藩関係の改編を要求するものとなる。これと(1)を絡みあわせてみれば、小楠の狙いが究極的には天皇の權威を逆用することで「公儀」たる幕府の權威を相対化し、幕藩関係を藩主導型に切り替えるという、いわば藩「公儀」の立場から幕藩制的権力編成を改編することにあつたことが読みとれよう。

(4)(5)は国家意志の決定と執行に際しての二つの注文である。(4)は幕藩制下においては原則的に將軍及び幕閣を中心に構成される国家意志の決定・執行機構即ち「公儀」機構への一般有力大名の介入要求である。(5)については、国家意志の決定に際して天下の輿論を広く汲みあげるといふもので、(4)を補足するものである。

(6)の海軍創建案はやはり『国是三論』にみられたものであるが、海軍は費用がかさむので「幕府御一手にて相適ひ可申様も無之諸侯と合体にて」⁽¹²⁾興すべしとされている。これも幕藩制的な統一的・集中的軍事編成原理に対立する要素を孕む要求であることは明らかである。

(7)(8)(9)は富国策であり、同時に海軍費用捻出策でもある。(7)は金銀銅座を廃し、貨幣鑄造権の幕府独占をやめよというものである。一方(8)は、全国的な金流通量の増加を目指すものである。この二つの条々の関係は「金銀銅鉄等も官禁を被廢坐株を被停勝手次第ニ掘出し事ニ相成ひハ、諸侯も各力を尽し掘出し而海軍の備等ハ不足有間敷」⁽¹³⁾と述べられている。あえて指摘するまでもなく、これは幕藩制的支配原理の根幹である流通編成の鍵となる貨幣鑄造権を諸侯に分割せよというものであり、幕藩制の解体要求に等しい。藩「国家」の安定的確立を前提と考える小楠からみれば必要不可欠な要求とはいへ幕府がこれを入れる筈はなく、幕府への提言に際してこの二ヶ条が外されたとしてもむしろ当然であつたろう。

(9)は自由貿易を廃止し、官交易を行えというものである。小楠はこれに関して「諸侯と組合外国へ渡海致ひハ、公平に其道開らけ可申、幕府に私有有之ひ而は難被行次第なり」⁽¹⁴⁾と述べているが、この幕府・諸藩組合による官交易の提唱は、当時の対外的自由貿易体制の事実上の放任を批判すると共に、他方でこの直前に崩壊した久世・安藤政権の下で幕府による海外交易独占体制の再建をはかるべく設置されていた「国益主法掛」⁽¹⁵⁾の理念を否定するもの

であった。

要するに『国是七条(九条)』は、客観的には外圧を意識しつつ国内体制を再建するため、藩「国家」の立場から政治・経済・軍事にわたるトータルな形で幕藩制を根本的に改編しようとする志向につらぬかれているといえる。それは明らかに『国是三論』の理念を引き継ぐものであり、その目指すところは藩「国家」の存立をおびやかす「公儀」としての幕府を否定し、かわって藩「公儀」的立場から幕府を「大公儀」的な存在に相対化し、それを軸としていわば封建連邦国家とでも言うべき体制をつくりあげることであった。その時の政権構想は具体性を欠いているが、幕府を単に諸侯の「首領⁽¹⁷⁾」と認め、国家意志の決定に際して雄藩をはじめとする諸大名の意見が十分に反映されることを要求する「公武合体論」となっていることは明らかである。この時天皇は「臣」たる將軍・諸侯に対して「君」の地位を与えられ、幕府の下に諸侯が結集するための精神的な核として位置づけられているが、まだ政治的に実体化されるには至っていない。

なおこの『国是七条』に基づく小楠らの建策を契機として、幕府が閏八月以降いくつかの制度改革を行っていったことは注目される。なかでも参勤交代制の緩和、及び妻子・嫡子帰邑勝手次第との発令がなされたことは、当時の幕府の無定見を示すものである以上に、「改革派」の幕藩制解体に果した歴史的役割の大きさを示すものであった。

横井小楠における政権構想の展開

三

文久二年九月以降小楠は春嶽を補佐し、もっぱら『国是七条』の線にそって未着手の政権改革に取り組んでいく。その理想とする具体的な政権構想は、この頃京都から江戸へと飛び火してきた尊攘派の激烈な破約攘夷論と、小楠らの目指す開国論との葛藤の中で練られていった。

まず開国か鎖国かという如き国家最高政策の決定は全国諸大名合議の上で行うべしという「諸侯会議論」が提起された。

「現今の条約を廃せらるるにも五大州の形勢を察するに到底鎖国の旧套を守るべきにあらず。故に大小諸侯を会同して更に時宜に適する国是を議せしめ、全国一致の意見を以て朝旨を伺ひ我より使節を各国に出して開国の政略を行はるへし。」⁽¹⁸⁾

これは現行の外国との条約を一時破棄した後、諸侯会議を開き開国論を国是として確立した上で再び条約を結ぼうとする、破約開国論とでも言うべき案であった。だがこの案は將軍後見職徳川慶喜の反論に会って挫折した。慶喜の議論は、一度幕府が政府として外国と結んだ条約は軽々しく破棄できないこと、又諸侯会議も開国論に収束するとは限らないというもので、破約開国論における「公権」概念の欠如を鋭く衝いたものであった。

しかしその後時局は長州・土州を中心とする尊攘派のペースとなり、十一月朝廷から攘夷別勅使が東下し將軍が攘夷を勅使に約言せざるをえなくなるという状況の下で、小楠は改めて破約開国論を唱えるに至る。それは一二月に幕府に建白された『攘夷三策』

にみられるが、その中で新たに提起された政權構想は「列侯會議論」であった。

「各夷の夷吏共 大城へ御呼立被成 天使并ニ大樹公以下列侯御連坐之上幕府之有志を以て被論ひには、是迄条約開港致し儀は全く 朝廷之 勅許ニも無之、將軍家御幼少之時に乘し幕府奸吏共奉欺 朝廷正義之公卿侯伯を退ひ後取結ひ条約にて、元より日本万民之憤怨する処ニ故終に幕府執政を狙撃し、無事之夷人を斬殺するに至り儀ニ而全く人心不和之致す処ニ得ハ 天子震怒し給ひ、正義之公卿侯伯論判し、將軍を輔佐し、先年条約之大小幕吏を黜罰し、皇国政令一新之規模相立ひニより 勅許無之諸港は引払可申…段論し被成ひ得ば、彼も道理を唱え諸州横行仕るものに得は聴入可申と奉存ひ」¹⁹⁾

この提案は、勅使の前で幕府は將軍の責において外国公使を呼び破約すべしというものである。しかし注目すべきは、ここで「日本万民」を代表する「天子」の意を体し、將軍は「正義之公卿侯伯」の輔佐をうけて政令を一新し、新たに国是を定めることが理想とされているという点である。つまり小楠は、「二百年來京師を押付けの大弊病」²⁰⁾改革を逡巡する幕閣への不信任をつのらせ、混乱した時局收拾のため国家意志決定に際し、將軍を軸として有力な公卿や大名の意向を有機的に取り入れうるような、新たな国家意志決定機構の形成を理想とするに至ったのである。

この議論は小楠の政權構想の流れからみると『国是七条』中の言路洞開条の系譜をひく全国大小諸侯會議案が慶喜の指摘したように開国々是に収束されにくいという弱点を、同じ『七条』中の

賢侯の政務参与案を拡大した形で具体化することによって乗り越えんとするものであった。そしてそれは歴史的には、將軍と幕閣を基本的な構成要員とする機構としての「公儀」の解体要求に他ならなかったのである。

そして実はこの前後から、小楠・春嶽らは翌春予定の將軍上洛を期に、この「列侯會議」を京都で実現しようと薩摩藩と共に動き出していたのである。

だが文久三年（一八六三）春の將軍上洛は、強引に攘夷を要求する朝廷とそれを操る尊攘激派の前に惨澹たる結果となった。春嶽などは幕府の無原則な妥協姿勢に業をにやし、三月下旬政事総裁職をなげうって帰国してしまった。この頃から破約を掲げ尊攘派との妥協の中でみずからの構想を達成しようとしてきた小楠は、越前藩もろとも無謀な攘夷論に対して敢然と開国論を対置していくことになる。その背景には、生麦事件の清算を強硬に要求するイギリスなどが攘海乗り入れの気配をみせるという、外圧の切迫化があった。

五月に入って越前藩が幕府に提出した建白書は次のようなものであった。

「夷人」攘海へ乗込兵器を動かさずして猶又応接を希望ひハ、従是も平心を以再三再四拒絶之国是たる所以を御応接有之承伏相成ひへハ無此上儀ニ得共…是非曲直の公論互に難被決事ニ相成ひハ、其次第具ニ被及御奏聞彼へも御談之上兼々從 朝廷御倚頼思召ひ諸侯ハ勿論天下之侯伯諸藩之有志草莽之輩ニ至迄偏に彼か論説する所の国是を御商議有之彼も亦我国是を列国江

商議の上各条理を推て猶又御応接ニ被及和戦共ニ互ニ必是必直
双方内外豪釐の遺憾無之処へ御帰着相成ひ様仕度⁽²¹⁾。

四

五月の下旬に至って越前藩論はさらにつきすゝむ。

即ちこれは国際的視野から攘夷の叡慮を相対化する議論の上に
立って、あらためて朝廷の下に列侯・諸大名・諸藩有志・草莽迄
が集う大公会議を開き、ここで外国政策を決すべしと言うもので
ある。

ここにみられる国是協議メンバー中の「諸藩之有志・草莽之輩」
は明らかに尊攘運動家を意識していると思われ、この外圧を背負
い国際的視野をもった大会議の場において、一国に踞踏した彼等
の観念的狂信的暴論は、平和裡に打ち砕かれるであろうことを期
待していたに相違ない。そして重要なことは、この会議論に於て
幕府は少くとも公儀権能に属する外交権を、朝廷にゆずりわたす
ことを求められているということである。だがこの会議の中心メ
ンバーとしては、あくまで有力大名が想定されていた。それは建
白書を持参した越前藩士中根鞆負が同日肥後藩に対し、「横井氏
の持論ハ方今の世態各自に其国を興し同盟合従して皇国を扶持す
るにあらされハ到底衰運を挽回する事ハ難かるへしとの事⁽²²⁾」と述
べ、その意向を問うたことから察することができる。

要するにこの時小楠及び越前藩は、尊攘激派に対抗して、外圧
を利用しつつ幕府みずからの手によって朝廷主宰の大会議を開か
せ、ここで有力大名の支持のもと平和裡に開国々是を定立するこ
とを目指していたのである。

幕府が当時「唯々御帰城のみの主意にて外に何も無之」という
ような状況にあるのをみた小楠らは、「只今と成りては 公武共に
実に難被致容躰誠に絶言語申ひ。如此之光景不忍見聞事にいへ
ば、此許近日一大議論を發し夷人撰海に乗り入るを不待春嶽公尚
御上京一藩を挙げ御供致し 朝廷幕府に必死に被及言上度⁽²³⁾」と思
いつめるに至っている。言上の内容は「攘夷拒絶之義は既に天下
に布告に相成ひ事に付今更争に不及、此上之処は在留の夷人を京
師に御呼寄 將軍様、関白殿下を初め歴々之御方御列座にて談判
被仰付、彼等之主意を得斗御聞取其上にて何れ道理可有之、其道
理に因て鎖とも開とも和とも戦とも御決議被成ひへば彼是共に安
心の地に至り可申⁽²⁴⁾」というもので、ここで初めて將軍が関白と並
称されるように位置づけられていることが明らかとなるが、構想
としては小楠自ら記しているように先に幕府に建白した案と同一
である。ただ方法の上で「夷人撰海乗り入」れを待たず、即時挙
藩上洛によって力を以て尊攘激派の作為した国家分裂の危機を救
わんとしている点に大きな変化がみられる。何はともあれいくつ
かの大藩と協力して京都に大公会議を開く「場」さえつくりあげ
れば、「朝廷にては拒絶之行れかたき事情も 主上・関白殿・中
川宮にては能々御熟知被遊⁽²⁵⁾」ているのだから、開国々是に収束す
る可能性は大であると少くとも小楠は考えていたようだ。

この即時挙藩上洛計画は、五月二六日に至ってにわかには藩議一

決した。これを触発したのは、老中格小笠原長行が五月九日に生
 表事件の賠償金をイギリスに支払ったとの報を楯にとって、將軍
 が「御いとま被 仰出度早々御歸国違 勅之輩御誅伐、攘夷拒絶
 將軍様御自身にて可被遊旨被仰上」⁽²⁶⁾ たというニュースであつた。

「是より尚更六ヶ敷相成」、このままもし將軍が東歸することにな
 れば、「攘夷拒絶・御役人誅伐共に不被為出来旨にて、大権御差上
 御断之計策」しか考えられず、「公武大不和大争端と相成実以危
 急至極の御場合今日に差迫申由」との限界状況認識が、この時の
 藩論を収斂させた。上京メンバーは「両君（春嶽・茂昭）高木」
 御出京執政以下大小臣大抵不残程に御供」するのみならず、「御

家中若者相すぐり外は農兵精練を撰び三隊被召連精兵大抵四千余
 の積り立」⁽²⁷⁾ という、文字どおり藩をあげての挙行を期していた。

しかもこの新藩是決定の中で、越前藩は大公会議の開催のみな
 らず、さらに一步すすめて朝廷を中心とする新政権の創出構想を
 前面に掲げた。それは「幕庭万事之御不束一々 大樹公之思召に
 出由儀にては無之、如何に御責被成由ても 大樹公にて難被遊御
 事情に由へば於 朝廷黜陟進退被遊、列侯方にて有名之御方御挙
 用に成度、諸有司之撰挙は必しも幕士に限り不申列藩有名之士は
 御用 朝廷にて御惣裁被成度」⁽²⁸⁾ というものであつた。即ち、朝廷
 が中心になって「列侯」を登用すると共に、諸有司は幕府官僚を
 含め諸藩士からも拔擢して構成し、新たな中央政府を設けよとい
 うものである。

重大な局面に立ち至り、現実との妥協を排しゾルレンに立ち戻
 ったのである。ここまで来ると幕藩制の枠は完全に乗り越えられ、

大政奉還論へとつらなる倒幕論の地平に到達したと見ざるをえな
 い。それは政権構想としては、従来越前藩がとってきた徳川幕府
 を軸とした封建連邦国家に対応する政権を構想する「公武合体論」
 から、朝廷を軸とした封建連邦国家を志向する「公議政体論」の
 系譜に属するものとなつていゝと言えよう。

その具体的内容については、六月初めに上京した横井派越前藩
 士により肥後藩への入説がなされ、それを当時京都留守居であつ
 た元田東野が記録した史料によつて、不明の部分をいくつか補足
 しうる。

「五月末御一定ニ相成由：御国議之大要ハ今日之時躰 朝廷幕
 府之御分界被為在何卒 皇国之中名賢を御登用被為在由而 皇
 国御政道を御扶殖被為在度尤是迄通り万端將軍家御委任可被遊
 との御趣意ニ被為在由尅未夕御若年之御事ニ而実には御力ニ不被
 為及多分閣老諸有司之御処置ニ出申由得ハ將軍家御一人を御責
 被遊由而も御政道被為行届由様も無之去迎是迄二百余年太平を
 被為開由功沢之徳川家を無味ニ御見離も被遊間敷天下列藩も此
 儘ニ將軍家を見捨（由埒力）ニハ至ル間敷由得ハ所詮將軍家ハ
 將軍家ニ被立置左由而 皇国中之諸名賢を御撰被為在 朝廷幕
 府内藩外藩大小名之御差別なく名賢を御登用被為在 皇国一般
 之御政道被為在度年月相立由内にハ將軍家ニも御年齢ニ從由御
 徳望も被為進万事御委任之御器量ニ被為在由ハ、其節ニ御委任
 被遊由而可然トの御趣意」⁽²⁹⁾。

これによれば小楠らの朝廷総裁論は、小崎英達が述べたような
 「幕府自ら大権を放棄したという情勢判断の下に説かれた」⁽³⁰⁾ もの

五

ではないことは明らかである。むしろ出来もしない攘夷を奏上して帰府をはかろうとし、「何事も当難を避けらるゝのミにてひとつとして、皇国の為め永久の安全を(31)図(31)らうとしない年若の將軍と、それを操る幕閣・諸有司など幕府首脳陣を見限ったのである。

だが將軍職はそのまゝおき、将来將軍の「器量」がそれに相応しいものとなれば、再び政權委任もありうることを匂わせている。それ故徳川幕府の名目上の存続を認めるものではあるが、中央政府としての幕府を少くともこの時点で否定している以上、これが倒幕論であることに変わりはない。

小楠にとって至上の課題は「皇国」の「永久の安全」を図ることにあつたのであり、そのためには無謀な攘夷論を排するだけではなく、「日本国中共和一致の御政事(32)」を行うことが是非とも必要だったのである。そのためのエネルギーを供給する主体は、当時越前藩が隣国の加賀藩や遠く肥後・薩摩藩などとの連携をはかつていたことから分るように、他ならぬ富国を実現した有力な藩権力であり、この藩権力の結集軸を幕府から朝廷へと切り替えたのである。小楠が藩「公儀」的立場に立つかぎり、いわば「大公儀」としての王権保持者は幕府である必然性はなく、そのためこの新構想への移行はスムーズに行われる要素があつたのである。勿論それは歴史的には、朝権を利用して幕府の権威を突きおとした尊攘派の動きがあつて、初めてもたらされたものであつた。

小楠らの挙藩上洛計画は、藩内保守派の巻き返しによる藩論逆転に會つて実現しなかつた。失望した小楠は八月熊本に帰り、以後前年暮れ江戸で起した不祥事件の処罰を受け明治に入るまで熊本郊外の沼山津に幽居することとなる。

八・一八政変以後の小楠の政權構想については、元治元年（一八六四）冒頭参予会議が暗礁に乗りあげたというニュースを得てから勝海舟に書き送った『海軍問答書』の内容から看取しうる。

この中で彼は、「天下興運」の「至急の要領」として「強兵」の必要を訴え、とくに「海軍」を起すことの急務を説いていった。その設立の方策については、「今幸に 天朝・幕府兵庫に於て海軍を起すの命令を出されたり。兵庫は大坂の咽喉にて本邦第一の要港なれば海軍場には至極の形勢を得たりと云ふ可(33)」として、朝令・幕令(33)により成立した神戸操練場を母体とするが、ここで改めて天下に「維新の令」を發し、総督官を任命しこれに全權を委任する体制を整え、その上で列藩から海軍伝習生を募るようにすべきだという。こうして出来あがる神戸の海軍は、「天下の根本 至尊の在ます所礼樂征伐の出る」京師を守護する「一大強兵親軍」として位置づけられる。そしてこの大本たる「一致の海軍」が強大であれば、おのずから諸藩の有する「天下の海軍」は一に帰し、命令一下「外は以て洋威の侵寇を防ぎ内は以て不逞の人心を制(35)」ることができるという。

この「一致の海軍」建設の資金については、次のような方法で

調達する。まず高割で「幕府・列藩均く課金を出し」あって基金をつくり、これを資本として「銅鉱」を開き「鉄山」を開き、「船材」⁽³⁶⁾を蓄えるという三つの事業を起していく。この中の最大の眼目である銅事業についてみれば、銅を高価な海外相場で外国に売り払い、それに応じて銅座の各銅山からの買上げ価格を引きあげれば、「天下の宝库一時に開」くことは必定である。こうして得られた「三件の利は天下列藩の置て行はざることなれば其利を奪にも非ず」、従って諸侯や民衆の反対を受ける心配はないばかりか、ひいては「天下列藩の疲弊を救い海軍の用に供すること」も可能にするであろうというのである。そしてこれらの事業を行うにあたっては、利にさとい「奸民」の抜扈を防ぐため「一大経綸局」⁽³⁷⁾を設け、ここで「天下の人材を挙用い」事業を管掌すべきであるとした。

ここでの問題点は、この策の最大の焦点である「経綸局」の存在に集約されている。「一致の海軍」⁽³⁸⁾「朝廷親軍」という位置づけからすれば、当然この経綸局は朝廷に帰属する機関であり、そこでの幕府の地位は、伝統的権威と最大の藩権力即ち最大の出資者として量的に列藩にぬきんじることが可能であっても、そこでの質的優越性が保障されている訳ではない。しかもその運営過程においても、事業の要である銅についてだけみても、銅座制度の改編及び銅輸管理権の経綸局による掌握は不可避となる。これが幕府の存立基盤に抵触することは必至である。⁽³⁸⁾

即ち、経綸局は成立の過程において幕藩権力に依存しつつも、その本質は幕藩権力から相対的に自立した、朝廷の下での列藩共

同管理に基づく超越的な国家機構という性格を有しているのである。

だが同時に、その行う事業内容については藩権力との共存共栄を可能にすべく、周到な配慮のもとに設定がなされている。

ここには言う迄もなく小楠の政権構想が貫流しており、それは幕藩制否定の上に立つ、朝廷王権の下での封建連邦国家構想に対応するものであった。それは基本的には、文久三年五月末の越前藩挙藩上洛計画時の新政権構想を踏襲するものであり、この時点においてもなお小楠は、幕府に列藩結集の軸となる程の権威を認めていなかったことがわかる。

しかし基本構想は同一でも、手段の上では一つの大きな変化がみられる。それは構想実現の主導権が幕府に移されたことである。これは当面の敵である尊攘派の失脚と、それに伴う幕権の相対的上昇という八・一八政変以後の政治状況を反映したものと考えられるが、雄藩連携による実力路線から幕府の主導する平和路線への移行、それは歴史的にみて明らかに彼の政治論の後退を意味するものであった。

六

幕府は元治元年禁門の変以後、幕権回復をめざし次々と強引な政策を打ち出していった。小楠はこうした動きに対し多少の紆余曲折を経ながらも批判的姿勢をとりつつける。ことに慶応二年(一八六六)の長州再征の暴挙に臨んでは、その総決算ともいえるはげしい非難をあびせかけた。

「国家事端起りしより既に十余年に及び禍乱月日に長進し内は列藩人心服従せず、外は各国兵端を開かんとするの砌、長州御征伐を急務と被遊 朝・幕之命を以諸藩之人数を被召ひ処、芸州口之外藩命に応ぜず、御譜代衆にて御討入勝敗互に有之長州方聊屈挫の色無之由…薩州は一切否塞落入り隠然と一趣向を立専外国と親懇相結び。必竟は 幕庭旧来之御威光御張立、文久度之御改正御引戻し、外藩御参予・兵庫海軍御さし止、専長州御征伐御取懸り、薩は一々御非政申立屢献白に及び殊に会津とは趣向黑白に相變り、彼是今之否塞と相成ひ。譬ば長州御勝利に相成ひ共更に又一大強国之長州眼前に生ずるは必然にて、況哉長州必勝之勢見へ不申ひ得ば所謂乘虎之勢遂に進退維谷之地に可至⁽³⁹⁾」。

しかし幕府はこの年の暮れに至ると、徳川慶喜を中心に徳川絶對主義への志向をあらわにし、長州三征への動きすらみせた。ここで小楠が提起したのは、他ならぬ藩「割拠」論であった。

「今日之勢一國独立之覚悟專一にて自然の天理に随ひ自然之人事を治め人心一致之地に運びひて、進では天下之非政を正し退ては一國の人民を安じ所謂天吏之道を尽すの外利害得喪は決して心を動す処にて無之⁽⁴⁰⁾」。

言われる迄もなく、この時各藩は「天下之非政」を正す以上に、「一國之人民を安」んずる必要にせまられていた。大坂・江戸をはじめ全国的規模で現出していた「世直し」の状況がまさに最高潮に達しようとしていたのである。肥後も例外ではなく一部では「強訴之打立等も可有之風聞」があり、小楠自身このままいけば

横井小楠における政權構想の展開

「甚以恐敷党民も起り可申、大に氣遣敷事に御座⁽⁴¹⁾」と記していた。

つまり小楠は「皇國之興隆」の中軸となるべき朝・幕が「公正之御政道」を外れ、一方で「恐敷党民」による下からの動きが大きくなるとなっている現在、なすべきことは「一國独立」即ち藩權力の基盤を固めることであり、その上で新たな「皇國」政府の樹立に向けて朝・幕へ「非政を正」すべく諫言を行っていか、と主張しているのである。幕藩制倒壊の危機に臨んで、武力倒幕路線は否定しつつも藩「國家」に立ち戻ることを求めたわけである。

慶應三年（一八六七）に入ると、四侯會議の決裂を境に国内の分裂状況は決定的となった。小楠も最悪の場合には「制を外國に受⁽⁴²⁾」けるのではないかと未曾有の危機感を抱いていたが、かくするうちに大政奉還の報が入った。小楠はこれを喜び幕府の姿勢を高く評価すると共に、みずからの理想とする政權構想を認め、一月三日付で入京予定の春嶽に宛てこれを奉呈した。

この中で小楠は第一に、國家の最高意志の決定及び執行機關として議事院の設置を唱えている。曰く、「大變革の御時節なれば議事院被建⁽⁴³⁾ひ筋尤至当也。上院は公武御一席、下院は広く天下之人材御挙用、四藩先執政職被 仰付、其余は諸侯賢名相聞へ⁽⁴³⁾上追々御登用」。即ち二院制をとり、上院は公卿・諸侯によって、又下院は諸藩からの人材によって構成される。但しこの時、土佐藩建白と異なり「庶民」の参加は認められていない。両院とも立法權・行政權は未分離であるが、ことに下院は「記録・布告等は

下院にて為すべし」とあるように官僚機構としての性格を強く付加されている。従つて国家意志の決定権は主に上院にあると考えられていたと思われる。その上院のメンバーには四藩がまず任命され、追つて賢名諸侯を登用することになっており、ここでの有力大名、列侯の地位の強さは否定すべくもない。この際幕府の首長たる将軍がいかなる扱いをうけるか不明である。

第二に、新政府の財政確立のため勘定局を建てることを提唱している。

「皇国政府相立以上は金穀の用度一日も無んば有る可からず。

勘定局を被建此人選 差しより五百万両位の紙幣出来 皇国政府

の官印を押し通用可相成事。 皇国中の知行に課し高壺万石に百石と定め、政府の貢米に可被 仰付事。

但 幕府御辞職なれば莫大の用度を被省、諸侯室家帰国参勤相止江戸引払にて是又莫大の省減也。十分一の貢米は当然なり。紙幣は此貢米より漸々取り収之事⁽⁴⁴⁾」。

新設の勘定局からとりあえず五百万両の官印紙幣を発行し、当面の必要経費をまかなえという。そして諸藩からの貢米体制が確立した時点で、これを回収していくようにする。つまりこの紙幣はいわゆる政府紙幣ではなく、米切手的なものとして考えられており、新政府の財政的基礎はあくまで幕藩制下における石高制の原則を引きつぐ諸侯高割による貢米制度に求められている。しかも新政府にはこれを励行させる強制力はなく、従つて幕府を含む藩権力の自発性に頼る形となり、それへの寄生性が顕著である。

この他に海軍局や商社の設立を力説しているが、最後に対外事

務を司る役人に関連して小楠はこう付け加えている。

「外国公使奉行并諸港鎮台等の御役人、関東御辞職といへ共諸侯の長にていへば、其職一人は旗下の士より撰び用に定め、其余は下院中より撰挙⁽⁴⁵⁾」。

つまり新政府に属する国家官僚は幕府の人材を軸にして構成し、その余席は下院の士から選べという。これを見るに、新政府における幕府の地位が他の諸藩に優越することを、小楠は容認していたものようである。先に議事院における将軍の処遇が不明であるとしたが、その位置づけも究極的には「諸侯の長」たるに相応しいものと考えられていたとみて大過あるまい。

要するに小楠はこの建言に於て、朝廷王権のもとでの封建連邦国家構想に対応する政権構想を提唱したのである。そこでの王権は対外的には外交権を独占しつつも、国内的には藩権力をゆるい形でとりまとめる権能として設定されている。即ち小楠は集権的なベクトルを有する絶対王権に対立する王権を措定し、それを議事院を通じて藩権力が支える形での中央権力の創出を図ったのである。こうした構想が「公議政体論⁽⁴⁶⁾」に属するものであることは明らかであろう。

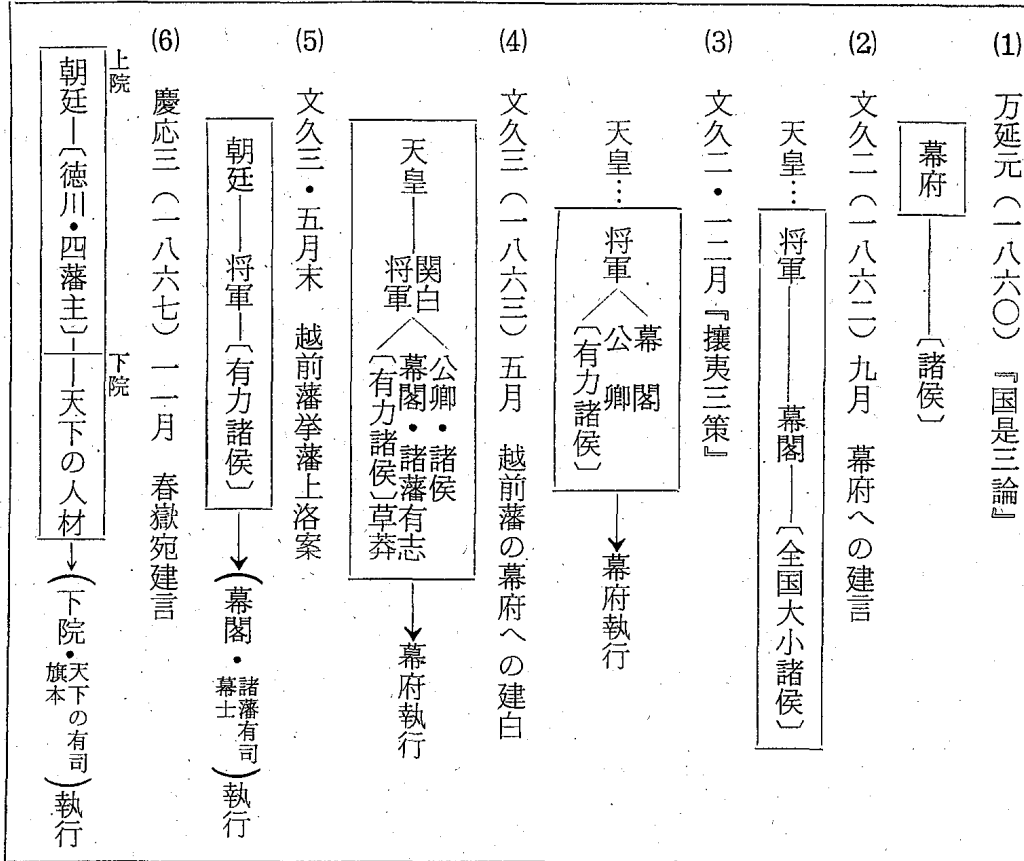
そしてそれは『国是三論』以来、外圧に抗すべく民衆の離反を恐れ、藩権力を基礎として幕藩制下の権力編成を自律的に調整し組みかえることによって、上から平和的且つなしくず的に新たな権力体系をつくりあげようとしてきた、彼の一連の政権構想の到達点であったのである。

表

〈横井小楠の政権構想展開一覽〉

注「」＝実力勢力

□＝国家意志協議決定機構



横井小楠における政権構想の展開

総括

開港直後幕府が名実ともに統治能力の弱さを暴露しつつあった万延元年に、横井小楠は越前藩に『国是三論』を呈した。ここに於て彼は、外圧に対抗すべく国内一致体制確立への展望のもとに、藩「国家」の確立をめざす藩政改革の理論を提起した(表の(1)参照)。それは海外交易を利用して農民的小商品生産を刺激し、その流通過程を藩権力が独占的に掌握することによって、藩権力支配の再生産体制を打ち立てようとするものであった。

小楠はこうして集積されてくる藩権力の政治・経済力を、幕府のもとに結集して外圧に抗しうる国家体制をつくらんと、文久二年『国是七条』に集約される「公武合体論」を幕府に説いた。それは藩「公儀」的立場から幕藩制を建て直すべく、いわば幕府の下での封建連邦国家の確立を志向するものであったが、政権構想としては当然大名の意見の幕政への反映を要求するものとなる。

それは具体的にはまず「全国諸侯会議」論となつてあらわれた(表の(2)参照)。だが將軍及び幕閣を基本的メンバーとする「公儀」機構が存続する限り、諸侯会議論は有名無実とならざるを得ない。

かくして文久二年の末には、幕府に対する尊攘派及び朝廷の強硬な攘夷要求に相乗りする形で、小楠ら公武合体派はこの「公儀」機構を解体し、国家最高意志の決定に公卿と共に有力大名を参加させる形での「列侯会議」論を提唱するに至る(表の(3)参照)。しかし文久三年に入り、將軍上洛を契機に実現を期したこの構

想も尊攘激派の攻勢の前に流産してしまふ。加うるに朝廷が尊攘激派にあやつられ攘夷の勅諭を出すに至り、小楠の外庄に対する危機感はたかまる。

この頃から小楠及び越前藩横井派は尊攘激派と敵対関係に入り、五月になると開国々は是の定立をめざし、越前藩を動かしていまや幕府を圧倒する政治的権威として浮上しつつあった朝廷を主宰者とし、列侯・諸大名・諸藩士そして草莽までをメンバーに含めた「大公会議」の開催を企てる(表の(4)参照)。

だが時局は悪化の一途をたどり、攘夷を朝廷から強要され進退きわまつた幕府は不可能と知りつつそれを引き受け、將軍の東帰を図った。この報を耳にした五月下旬の時点で、小楠らは完全に幕府を見捨て朝廷の下での中央政府の創設を構想し、これを有力諸藩との連携により武力を用いても実現せんと決意する。いわば「大公儀」たるべき王権を、幕府から朝廷へとスライドさせたのである(表の(5)参照)。ここに於て小楠の政権構想は、たとえ一時的なものと考えられていたにせよ、「公武合体論」から「公議政体論」の方向へと大きく旋回したといえる。

しかしこの越前藩をたきつけての大計画は藩論の逆転にあって失敗に帰した。やむなく小楠は八月福井を去って熊本に戻るが、これ以後も彼は慶応三年大政奉還に至るまで、多少のジグザグはあるが幕権の回復を執拗に企図する幕府に対し、批判的態度を強めることはあつてもついに幕府王権体制へと政権構想を巻きもどすことはなかった。むしろ幕府に力づくで対抗する路線を否定しつつ、幕府みずからの手で朝廷王権体制をつくりあげること

めつづけていったと考えられる。

慶応三年十一月、大政奉還の報に接した小楠は幕府の姿勢を高く評価し、初めて体系的な形で朝廷の下での封建連邦国家体制に対応した政権構想である「公議政体論」を、春嶽に披瀝した。それはいわば朝廷「大公儀」体制を具体化したものであり、朝廷のもとに議事院を設立し、そこに公卿、有力大名を中心としたメンバーを集め、国家最高意志の決定及び執行を行わせようとするものであった(表の(6)参照)。

このように「藩政改革論」↓「公武合体論」↓「公議政体論」と展開する彼の一連の政権構想は、基本的には藩「国家」を基礎に置き、それを中央に自発的に結集させることによって内は民衆の離反を抑え、外は外庄に抗しうる強固な国家支配体制を確立しようとする志向に貫かれている。それは単なる幕藩制擁護の政治理論ではなく、幕藩制下における幕・藩関係にひそむ固有の構造的矛盾を顕在化させ、藩権力の立場からトータルな形で集権的な幕藩制をつきくずす反幕藩制的要素を内包する理論として、越前藩を媒介に、歴史の中で一定の進歩的役割を担うことができたのである。しかし最終的には反絶対主義・反「世直し」の理論に帰着するこの「改革派」路線は、藩「国家」を基礎に据えていることによつて、客観的には幕藩制的市場構造のもつ規定性や外庄の性格、及び経済の発展段階などからみてその実現基盤はきわめて脆弱であり、早晚絶対主義勢力によつて乗り越えらるべきものではなかったことは否定すべくもない。

なおこの小論では、小楠政治論の階級的基盤及び儒教思想とのかかわりについては論及しえなかった。戊辰戦争以後の政治論の分析とあわせて、後日を期したい。

註

- (1) 歴史学研究会編『明治維新史研究講座』三、(平凡社・一九五八年)所収。
- (2) 山崎正董著『横井小楠遺稿編』(明治書院・昭和一三年)四一頁。
- (3) 同右、三二頁。
- (4) 同右、三六頁。
- (5) 小楠はこの時、もし「国中の所産」を「悉く官府に買ふ事を得ざ」る場合は、「福井三國港等に大問屋を設け豪農、富商の正直なる者を選び元締となし諸産物を買ふ」ことも提案しているが、これはあくまでも副次的な意味をもつにすぎない。(山崎前掲書、三三頁。)
- (6) これについては池田敬正「幕府・諸藩の動揺と改革」(『岩波講座日本歴史』近世五・一九七七年・所収)の中に指摘がある。
- (7) 山崎前掲書、三九頁。
- (8) 同右、四六・四七頁。
- (9) 同右、九八頁写真版参照。
- (10) 横井時雄編『小楠遺稿』(秀英社、明治三二年)一〇二頁。

横井小楠における政権構想の展開

- (11) 『再夢紀事』(日本史籍協会叢書、大正一〇年)二〇五頁。
- (12) 同右、二〇六・二〇七頁。
- (13) 同右、二〇七頁。
- (14) 同右、二〇七頁。
- (15) 「国益主法掛」は万延元年四月二八日に設置されたが、文久二年七月一九日廃止された。
- (16) 大江志乃夫は『明治国家の成立』(ミネルヴァ書房・昭和三四年)に於て、「貿易富国という一國の規模での政策が一藩の規模で実験される段階での担い手が、必ずしも本来の担い手であるとは限らない」(同書、二三頁。)として、『国是三論』と『国是七条』の富国策の間にある矛盾を指摘したが、これは『国是三論』における富国策の本来的な担い手を「豪農・豪商の正直なる者」と読みあやまったところから生じたものである。
- (17) 『続再夢紀事』一(日本史籍協会叢書・大正一〇年)一〇頁。
- (18) 同右、一〇四頁。
- (19) 同右、二六八頁。
- (20) 山崎前掲書、三九一頁。
- (21) 『続再夢紀事』二、一五・一六頁。
- (22) 同右、二〇・二二頁。
- (23) 山崎前掲書、四一六・四一七頁。
- (24) 同右、四一七頁。

- (25) 同右、四二二頁。
 (26) 同右、四二二頁。
 (27) 同右、四二二頁。
 (28) 同右、四二六頁。
 (29) 『改訂肥後藩国事史料』卷三、九四五頁。
 (30) 小崎英達「横井小楠の政治論について」、『九州史学』第十号・一九五八年)六〇頁。

(31) 『続再夢紀事』二、五六頁。

(32) 山崎前掲書、四二六頁。

(33) 同右、二二頁。

(34) 幕府は文久三年四月二七日に、「摂州神戸村海軍所御取建相成り、土着の者、追々御引移り相成るべくゆ」と達し、一方朝廷も同年五月九日摂海防衛の命を下し、その中で「製鉄所の儀は、当時長崎に一ヶ所これありゆえども攘夷については、堅艦巨礮、必用の器械にゆ間、便宜の地に於て、広大の製鉄所、新規取立てに相成り、各藩へも艦礮十分に行届きゆよう相成るべくゆ事」としている。(『海舟日記』、『勝海舟全集』一八・勁草書房・一九七二年所収、四九・五五・五六頁。)

(35) 山崎前掲書、二三頁。

(36) 同右、二四頁。

(37) 同右、二七頁。

(38) 幕府は開港以来、武器原料たる銅の海外流出には神経をとがらせ、一貫して強硬な銅輸出禁止政策をとっていた。万

延元年一〇月には流出夥しい銅器についても、五品と全く同じく江戸銅物問屋廻送令を達し実効をあげており、元治元年一月から三月までの神奈川奉行の輸取出調書には、銅関係品は全くみられない迄になっていた。(石井孝「幕末における幕府の銅輸出禁止政策」、『歴史学研究』一三〇号・一九四七年、参照。)

(39) 山崎前掲書、四六八―四七〇頁。

(40) 同右、四九五頁。

(41) 同右、四九六頁。

(42) 同右、五一頁。

(43) 同右、九三頁。

(44) 同右、九四頁。

(45) 同右、九五頁。

(46) 「公議政体論」の理解については、原口清が『戊辰戦争』(塙書房・昭和三八年)において提示した性格規定を基本的には採用したい。(同書、四二―四五頁参照。)

(本稿の作成にあたっては、慶応義塾大学河北展生・中井信彦両教授から多大の御教示を受けた。末筆ながら記して感謝にかえたい。)

一九七九・六・一〇